

令和3年度実施定期監査結果報告書

松原市監査委員

1. 松原市監査基準に準拠している旨

本監査は、松原市監査基準（昭和55年11月1日制定）に準拠し実施した。

2. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

3. 監査の対象部署及び実施日

会計室	: 令和4年2月24日
市民生活部環境業務課	: 令和4年2月24日
松原第7保育所	: 令和3年11月8日
天美小学校	: 令和3年11月8日

4. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及びその他事務の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかについて、下記の着眼点に基づき監査を実施した。

- ①収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- ②契約事務は関係法令に基づき適正に行われているか。
- ③財産の維持管理は適正に行われているか。
- ④施設の管理は適正に行われているか。
- ⑤公金の取り扱いが適正に行われているか。
- ⑥行政文書は適正に管理されているか。

5. 監査の実施内容

対象部署の財務に関する事務の執行及びその他事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、対象部署より関係書類及び関係帳票等の提出を求め、これらの照合、確認等を行うとともに、対象部署の関係職員から説明を求め、質疑を交わした。

6. 監査の結果

予算執行状況、事務事業の管理状況、安全対策等については、良好に執行がなされているものと認められるが、一部において改善を要するものが見受けられた。改善を要するものとしては、指摘事項として記した。

また、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長に対して、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

今後事務の執行に当たっては、次項以降の指摘事項に十分留意されるとともに改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により遅滞なく別紙様式に準じ通知してください。

なお、本監査結果を踏まえ、監査の対象部署以外の部署におかれても、事務の点検、見直し等が図られるよう留意願います。

7. 指摘事項

【会計室】

松原市会計規則第59条において、「振り出した小切手の原符を保存しておかなければならない」とされており、一部の原符において、日付や金額が空欄のものが見受けられたので、記載漏れが起こらないよう適切な原符の保存に努められたい。

【市民生活部環境業務課】

ごみ収集運搬業務にあたり、事務員による免許証の確認、健康状態の確認及びアルコールチェックを行うことで、日頃より危機意識を持って安全運転管理に努められているとのことである。その際に使用する『日常点検確認表』の氏名欄により一層の安全確認への自覚が出ることから運転をする本人が自署するよう改められたい。

【松原第七保育所】

自家用車で通勤する者については、毎年度4月に免許証等の確認をし、年度途中に変更があれば、都度確認しているとのことであるが、確認に際しては目視だけでなく、その写しを取り、保管するよう改められたい。

【天美小学校】

財務に関する事務の執行及びその他事務の執行について、概ね適正に実施されており、指摘事項はなかった。

別紙様式

(記入例)

監査対象部課	〇〇部〇〇課	
監査の結果	講じた措置及び対応状況	
・現金送達簿により収受した現金の指定金融機関への入金処理について、より慎重を期するため、事務処理のチェック機能を高められたい。	・今後、現金の取り扱いについては、複数人体制にするなど、チェック機能を高め、より慎重な入金処理を行ってまいります。	
・委託契約の随意契約で地方自治法施行令の適用条項が適切でないものが見受けられたので注意されたい。	・今後、地方自治法施行令及び契約規則に則り、適正に事務処理を行ってまいります。	

(記入例)

監査対象校	〇〇小学校	
監査の結果	講じた措置及び対応状況	
・普通交通機関等に係る勤務者に、定期的に定期乗車券を確認していなかった。学校長は通勤手当の認定権者であるので、不適正な受給がないよう厳正な態度で事務処理されたい。	・ご指摘のとおり、定期的に定期乗車券を確認し、不正受給がないよう事務処理を行ってまいります。	